## 「定款の施行に関する規則」の一部改正について

平成 27 年 5 月 27 日 (下線部分変更)

改 正 案	現 行
(報告事項)	(報告事項)
第6条 定款第15条に規定する正会員の報告	第6条 定款第15条に規定する正会員の報告
は、次に掲げる場合にこれを行うものとす	は、次に掲げる場合にこれを行うものとす
る。	る。
1~22 (現行どおり)	1~22 (省略)
23 資本金の額又は出資の総額が金融商品	23 資本金の額又は出資の総額が金融商品
取引法施行令第15条の7第1項 <u>第5号又</u>	取引法施行令第15条の7第1項 <u>第四号</u> に
<u>は第8号</u> に規定する金額に満たなくなっ	規定する金額に満たなくなったとき。
たとき。	
付 則(平成27年5月26日)	
この改正は、金融商品取引法等の一部を改	
正する法律(平成26年法律第44号)附則第1	
条本文に規定する日(平成27年5月29日)か	
ら施行する。	